

そのトラブル 市役所で相談できます



リフォームトラブル



通信販売



電話勧誘販売



副業トラブル



訪問販売
訪問購入



商品の欠陥
不具合



ご利用方法は裏面をご覧ください

大和市消費生活センター

☎046-260-5120 大和市役所1F 市民相談課内

月～金 9:30～12:00 / 13:00～16:00

消費生活センターとは?



消費者と事業者との
契約トラブルなどに
関する相談窓口です

場所 大和市役所1F
市民相談課内

- ・大和市に在住、在勤、在学している方のための相談窓口です。
- ・相談は、国家資格を持った専門の相談員が対応をしています。

消費生活センター 相談の流れ

1 [先ずはお電話ください]

046-260-5120

受付時間 月~金 9:30~12:00 / 13:00~16:00

※原則として、トラブルの当事者からお電話ください

2 [内容をお伺いします]

いつ どこで 何があったか

何に困っているか どうしたいか

といった内容をお伺いします。

※【契約書】のほか、【広告】【パンフレット】などをお手元に揃えておくと効率的です。

3 [助言や情報提供等を行います]



相談内容に応じて自主解決のための助言や情報提供を行います。
また、必要に応じて事業者への仲介(あっせん)を行います。

※「あっせん」について
事業者に指導・強制したり、弁護士業務のように相談者の代理人となって交渉したりすることはできません。



相談にかかる個人情報の取り扱いについて

- ・相談を受け付けるにあたっては、円滑な相談処理を実施するために、氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業をお聞きます。これらの情報(以下、個人情報といいます)は相談処理に利用し、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはいたしません。提供いただいた各種書類は、原則として返却いたしませんのでご了承ください。
- ・提供いただいた個人情報は、本人の同意なしに第三者に提供いたしません。ただし、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費生活センター等またはこれらに準じた権限や役割を有する機関から、個人情報の提供を求められた場合は、関係法令に反しない範囲において個人情報を提供することがあります。
- ・提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に登録し、統計資料・相談事例として利用します。